

平成17年10月17日
外務省

10月12日貴事務連絡にてご照会のありました事項につき、以下のとおり回答致します。

海外での犯罪被害者に対する支援 [外務省]

- ・ 海外で犯罪被害者になった場合に、対応可能な弁護士や通訳等を紹介してくれる場所が必要。【犯罪被害者団体】
- ・ 海外での犯罪被害者等への情報提供については、外国語の翻訳者の確保が必要。【パブリックコメント】

当省の考え方

海外にて犯罪被害者になった場合には、在外公館（大使館、総領事館）にて、現地における弁護士や通訳の情報を提供している。

外国語の翻訳者についても、犯罪被害者等からの要請に応じ、在外公館にて情報提供している。

（参考）

このほか当省（本省及び在外公館）で行っている海外における犯罪被害者に対する主要な支援策は次のとおり。

1. 現地警察への被害届出に関する助言（現地警察の所在地、届出方法の案内等）を在外公館にて行っている。

2. 現地の医療機関の情報（日本人がよく利用する病院や日本語の通じる医師などの紹介）を在外公館にて提供している。

3. 保険会社への連絡に関する助言や、現地で治療が不可能な場合、緊急移送に関する助言・支援を在外公館にて行っている。

4. 盗難、紛失等により、所持金を失った場合、本邦家族や知人からの送金（日本からの送金方法）に関する助言を在外公館にて行っている。やむを得ない場合に限り少額金銭の貸付も行っている。

5. 被害者本人が家族に連絡をとることができない場合（重傷や逮捕・拘禁されている場合など）本人に代わり、在外公館もしくは外務本省が家族に連絡を取っている。

6. 海外で行方不明になった場合、家族の要請に応じて現地事情にあった搜索の方法、現地警察への照会、搜索願に関する助言を行っている。犯罪に巻き込まれている可能性がある場合には在外公館より、現地警察に対して捜査の申し入れを行っている。

7. 家族が現地に向かう場合、外務本省が住所地の都道府県パスポートセンターへ連絡し、早急に現地へ渡航できるよう旅券の緊急発給支援を行っている。国によって査証が必要な国の場合、その早期発給支援についても外務本省にて行っている。

8. 死亡事件・事故の場合には、遺体の身元確認や死亡証明書の発給に関する支援、葬儀会社に関する情報提供、荼毘又は日本への搬送に関する助言を在外公館にて行っている。(了)